

ID: 1661

担当部署: 都市建設課

処分の概要	流水の占用の登録		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第23条の2		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第23条の2、第23条の3及び第23条の4の規定による。 (流水の占用の登録) 第23条の2 前条の許可を受けた水利使用(流水の占有又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。 (登録の実施) 第23条の3 河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。 (登録の拒否) 第23条の4 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 (1) 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 (2) 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 (3) 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。 (4) 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日